

理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本サードセクター経営者協会（以下「この協会」という。）の定款第43条の規定に基づき、この協会の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会の開催及び構成

(理事会の開催)

第2条 理事会は、通常、毎年10月、2月及び8月に開催する。

2 第1項のほか、臨時の理事会を、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第101条第2項及び第3項の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(親族及び同一団体出身者制限)

第4条 各理事について、次の各号に掲げる者の各号ごとの合計数が、それぞれ理事総数の3分の1を超えることはできないものとする。

(1) 当該理事、その配偶者及び3親等内の親族又はこれらの者に準ずるものとして政令で定める当該理事と密接な関係にある者

(2) 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者

第3章 理事会の招集

(招集者)

第 5 条 理事会は代表理事が招集する。ただし、第 2 条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、第 2 条第 2 項第 2 号又は同項第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時の理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第 6 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定に係わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(1) 理事会の議事

(理事会の議長)

第 7 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第 8 条 理事会に付議された事項は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の議決に理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 9 条 理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会議決があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(報告の省略)

第 10 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事

項を通知した 場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 17 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第 11 条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならぬ。

(関係者の出席)

第 12 条 理事会が必要と認めるときは、議事に關係を有する者の出席を求めて、その意見 を聴くことができる。

(議事録)

第 13 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配付)

第 14 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(2) 理事会の権限

(権限)

第 15 条 理事会は、業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに執行理事の選定並びに解職を行う。

(決議事項)

第 16 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ この協会の業務執行の決定

ロ 代表理事並びに業務執行理事の選任及び解任

ハ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

ニ 重要な財産の処分及び譲受

ホ 多額の借入

ヘ重要な使用人の選任及び解任

ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

チ内部管理体制の整備

リ定款第 31 条 に規定する理事の取引の承認

ヌ事業計画書及び収支予算書等の承認

ル事業報告及び計算書類等の承認

ヲその他法令の定める事項

(2) 定款に定める事項

イ 下記の規則の制定、変更及び廃止

- ① 会員に関する規程（入会金及び会費規定を含む）
 - ② 役員の職務権限規程
 - ③ 基本財産管理規程
 - ④ 経理規程
 - ⑤ 委員会設置運営規程
 - ⑥ コンプライアンス規定
 - ⑦ 情報公開規程
 - ⑧ 個人情報保護管理規程
 - ⑨ 倫理規程
 - ⑩ その他理事会において必要と認めた規程
- ロ 代表理事、執行理事及び常務理事の選任・解任
- ハ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項
(理事の取引の承認)

第 17 条 理事が定款第 31 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期、場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要な事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(3) 事務局

(事務局)

第 18 条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

(4) 雜則

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則 この規程は、令和2年6月1日から施行する。 (令和2年5月11日理事会決議)

附 則 この規程は、令和2年9月7日から施行する。 (令和2年9月4日理事会決議)